

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業（通所型サービス）重要事項説明書

当事業所は香取市の
介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の指定を受けています。

当事業所はご契約者に対して、通所型サービス（介護予防通所介護相当）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

1 施設経営法人

- | | | |
|-----|-----------|------------------------------------|
| (1) | 法 人 名 | 社会福祉法人 福祉楽団 |
| (2) | 法 人 所 在 地 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 12 階 |
| (3) | 電 話 番 号 | 043-307-2828 |
| (4) | 代 表 者 氏 名 | 理事長 飯田 大輔 |
| (5) | 設 立 年 月 | 2001 年 12 月 7 日 |

2 ご利用施設

- | | | |
|-----|----------------------|--|
| (1) | 施 設 の 種 類 | 指定介護予防通所介護事業所
(千葉県指定 第 1275000071 号)
※当施設は、特別養護老人ホーム杜の家くりもとに併設 |
| (2) | 施 設 の 名 称 | デイサービスセンター 杜の家くりもと |
| (3) | 施 設 の 所 在 地 | 千葉県香取市岩部 869 番 60 |
| (4) | 電 話 番 号 | 0478-70-5665 |
| (5) | 事 業 所 長
(管 理 者) | 西山 啓介 |
| (6) | 開 設 年 月 | 2006 年 4 月 1 日 |
| (7) | 利 用 定 員 | 35 名 (指定通所介護を含む) |

3 サービス提供者の義務（契約書第9条参照）

杜の家くりもとでは、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- ② 契約者の健康の状況について、契約者等から必要な事項を聴取し、確認した上で契約者の健康保持のための適切な対応を行います。
- ③ 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録（以下、「介護記録」という。）を作成します。この記録の所有権は、事業者に帰属し、サービス完結の日から5年間保管します。
- ④ 契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急やむを得ず他の方法がとれない場合には、適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。

その場合、契約者または代理人に対して、身体的拘束等の目的、理由、拘束方法、拘束する日時、期間について説明し、文書でその同意を得るものとします。

- ⑤ ご契約者の人権の擁護、ご契約者に対する虐待の早期発見、虐待の発生またはその再発を防止し、迅速かつ適切に対応を図るため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待を防止するための責任者の設置
 - (5) 必要な入居者に対しての成年後見制度の利用支援
 - (6) 苦情解決制度の周知
- ⑥ 事業者またはその従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者または家族等に関する情報を正当な理由なく、第三者に提供しません。

4 事業実施地域および営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

サービス提供時間	市区町	地域
① 9時15分～ 16時30分	香取市栗源区	全域
	香取市佐原区	伊地山、福田、九美上、大根、返田、下小野、長山、観音、牧野、多田、本矢作、大崎
	香取市小見川区	油田、内野、織幡、上小堀、白井、旗鉾、八本、虫幡、山川、龍谷、木内
	香取市山田区	山倉、大角、新里、神生、仁良
	多古町	十余三、桧木、出沼、本三倉、谷三倉、次浦、大門、高津原、西古内、南玉造、東松崎、川島、方田、坂、北中、御所台、井戸山、寺作、大高

サービス提供時間	市区町	地域
② 9時30分～ 15時30分	香取市佐原区	①に示した地域以外の地域
	香取市小見川区	①に示した地域以外の地域
	香取市山田区	①に示した地域以外の地域
	多古町	①に示した地域以外の地域
	成田市	旧大栄町の地域
	旭市	旧干潟町の地域

(2) 営業日および営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30 ～ 18:00
サービス提供時間	① 9:15 ～ 16:30
	② 9:30 ～ 15:30

5 職員の配置状況

事業者は、契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、国の指定基準を遵守しています。

	職 種	常勤職員	非常勤職員
1	事業所長（管理者）	1名	
2	介護職員	3名	2名
3	生活相談員	1名	
4	看護職員		1名
5	機能訓練指導員(月～金)	1名	
6	管理栄養士	1名	

6 事業者が提供するサービスの特徴

私たちは、社会福祉法人福祉楽団の理念に基づいて、質の高いケアを追求しています。

(1) 個別サービス計画の作成

事業者は、契約者に対して、具体的なサービス提供方針やサービス内容を個別に「個別サービス計画」（ケアプラン）を作成します。

(2) 通所型サービス（介護予防通所介護相当）の内容

☆ 選択サービスについては、契約者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容については、介護予防ケアプランに沿い、事業者と契約者で協議したうえで個別サービス計画に定めます。

☆共通サービス

ご契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

① 食事

食事の準備・介助を行います。

② 送迎

契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からの利用の場合は、交通費実費を負担いただきます。

☆個別機能訓練

- ・ 個別の機能訓練計画実施書を策定した上で、サービスを提供します。
- ・ 契約者の心身等の状況により必要な場合は、機能訓練指導員により、必要な心身機能の維持回復のための訓練を実施します。

☆栄養改善

- ・ 低栄養状態にある契約者またはそのおそれのある契約者に対し、管理栄養士が看護職員介護職員と共同して栄養ケア計画を作成します。
- ・ 作成した栄養ケア計画に基づいてサービスを実施し、定期的な評価と計画の見直しを行います。

☆口腔機能向上

- ・ 口腔機能の低下している契約者またはそのおそれのある契約者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成します。
- ・ 作成した計画に基づいてサービスを実施し、定期的な評価と計画の見直しを行います。

〈サービスの利用頻度〉

☆ 利用する曜日や内容等については、介護予防ケアプランに沿いながら、契約者と協議のうえ決定し、個別サービス計画に定めます。

☆ 但し、契約者の状態の変化、介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

7 利用料金

(1) サービス利用料金

第1号事業の基準サービス料金は「契約書別紙」に示してあります。サービス利用料金から第1号事業支給費を差し引いた差額が自己負担額となります。但し、食費は全額自己負担となります。

- ☆ 契約者が要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が市町村から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 市町村からの第1号事業支給額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 通所型サービス（介護予防通所介護相当）の基準外サービス

以下のサービスは、利用金額の全額が契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 食事代

利用料金：	昼食代	900 円／日
	茶菓代	100 円／日
	飲料代 ヤクルト	47 円／本
	その他飲料	105 円／本

② 理髪・美容

理容師・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：	カット	2,619 円
	シャンプー	524 円
	顔剃り	524 円
	セット&メイク	524 円
	カット&染髪	5,238 円
	カット&パーマ	5,238 円

③ レクリエーション費

契約者のご希望により、レクリエーション等に参加していただくことができます。その際、材料等にかかる費用は自己負担となります。

④ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

利用料金：	1 枚につき	10 円
-------	--------	------

⑤ 写真の現像・印刷写真の現像・販売

利用料金：	1 枚につき	42 円
-------	--------	------

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費（別紙「介護保険外サービス料金表」参照）

日常生活用品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

- 尿取りパット 52 円／枚
- リハビリパンツ 157 円／枚
- 紙おむつ 157 円／枚
- 使い捨てカミソリ 60 円／個

⑦ 請求書再発行料

紛失等により、再発行を希望する際には、1 月ごとに費用を負担していただきます。

利用料金：1 ヶ月分あたり 300 円

- ☆ 経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合、通所型サービスの基準外サービス利用料金は、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 30 日前までに説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1) (2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、当月末締めにて請求します。

支払方法は、口座振替となります。所定の手続きをお願いいたします。

利用の翌月 27 日に自動引き落としされます。27 日が休日の場合は翌営業日に引き落としされます。

(4) 利用の中止、変更、追加

受付時間 年中無休 8:30 ～ 17:30

電話番号 0478-70-5667

- 利用予定日の前に、契約者の都合により、通所型サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

①	利用予定当日 8 時 30 分までに申し出があった場合	無料
②	上記以降に申し出があった場合	900 円 (食費相当)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- 月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、個別サービス計画に定めた実施回数、時間数を大幅に上回る場合には、地域包括支援センター等と調整のうえ、介護予防ケアプランの変更または要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

○利用料金は、ひと月ごとの利用回数やサービスの内容を勘案したうえでの月額定額料金となっています。契約者の体調不良や状態の改善等により個別サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

ただし、以下の場合には、利用料金は日割り計算となります。

- ① 月の途中から利用を開始、または、月の途中で利用を終了した場合
 - ② 月の途中で、有料老人ホーム、グループホーム等に入所または退所した場合
 - ③ 月の途中で、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用登録、または契約解除を行った場合
 - ④ 月の途中で、ショートステイに入所または退所した場合
 - ⑤ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
 - ⑥ 月途中で要介護状態区分等が変更となった場合
- 月途中で要介護状態区分が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

8 契約の終了について

事業者との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。但し、次のような事由に該当する場合、契約を終了することになります。（契約書第 16－18 条参照）

《契約が終了する事由》

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 介護保険法にもとづく要件を満たさなくなった場合
- ③ 事業者が解散した場合、倒産した場合またはやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が障害福祉サービスの指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者、事業者から解約の申し出があった場合。詳細は以下、(1)、(2)を参照。

(1) 契約者からの終了の申し出(中途解約・契約解除)

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院した場合
- ③ 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者またはその従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者またはその従業者が守秘義務に違反した場合
事業者またはその従業者が故意または重大な過失により、契約者の生命、身体、財産、社会的名誉を傷つけた場合、もしくは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) **事業者からの申し出により契約解除させていただく場合**

- ① 契約者等が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払いが、3ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者等が、故意または重大な過失により事業者またはその従業者もしくは他の利用者等の生命、身体、財産、社会的名誉を傷つけた場合もしくは、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者等が、事業者またはその従業者ならびに他の利用者等に対して、身体的暴力、精神的暴力、性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為、不当な性的な接触等のセクシャルハラスメント、時間的拘束、繰り返し行為、優越的な地位の利用、店舗外拘束、誹謗中傷を含む不当な要求等の著しい迷惑行為を行った場合
 利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に速やかに連絡します。

9 緊急時の対応方法について

契約者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、契約者が予め指定する連絡先に速やかに連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに契約者またはその代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の概要およびその後の措置について、記録を作成し、契約者またはその代理人に説明を行います。

重大な事故に関しては、県および市区町村に報告します。

11 損害賠償について（契約書第13条参照）

事業者の責任により契約者等に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

また、事業者の責任によらない損害については、損害賠償責任を負いません。とりわけ、次の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者等が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の老衰、自然な病気の経過、障害や疾病の特性にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合
- ⑤ 契約者が、事業者またはその従業員の指示や依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

12 苦情の受付について

(1) 杜の家くりもとにおける苦情の受付

苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

[受付担当者] 林 麻里江

[解決責任者] 西山 啓介

受付時間 年中無休 8:30～18:00

電話番号 0478-70-5667 (デイサービス直通)
0478-70-5665 (施設代表)

○投書による受付

郵送先 千葉県香取市岩部 869 番 60

○電子メールによる受付

kurimoto@gakudan.org

(2) 苦情解決の方法

事業者が定める「苦情解決規程」に従い原因と解決方策を検討します。苦情解決に社会性や客観性を確保し、契約者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進する為に、「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」は、苦情申し出人と苦情解決責任者だけでは苦情の解決が困難な場合、助言や解決策の調整を図ります。また、苦情申し出人が、事業者に苦情の申し出をしにくい際は、「第三者委員」に直接苦情を申し出ることができます。

「第三者委員」の氏名・連絡先等については、以下のとおりです。

氏名	職種	連絡先
竹嶋 信洋	社会福祉士	k-best@kanto.me
山田 恵太	弁護士	yamada@mieli-law.jp

(3) 行政機関その他苦情受付機関

千葉県健康福祉部高齢福祉課 施設福祉推進部	所在地 千葉県千葉市中央区市場 1-1 番地 電話番号 043-221-3020 F A X
香取市高齢者福祉課 高齢者支援班	所在地 千葉県香取市佐原口 2127 番地 電話番号 0478-50-1208 F A X 0478-79-6160
多古町保健福祉課	所在地 千葉県香取郡多古町多古 2848 番地 電話番号 0479-76-3185 F A X 0479-76-3186
成田市福祉部 高齢者福祉課	所在地 千葉県成田市花崎町 760 番地 電話番号 0476-20-1537 F A X 0476-24-2367
旭市高齢者福祉 地域包括支援センター 高齢者班	所在地 千葉県旭市ニの 2132 番地 電話番号 0479-62-5433 F A X 0479-62-2170
千葉県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 千葉県千葉市中央区千葉港 4 番 5 号 電話番号 043-246-0294 F A X 043-246-0298
千葉県国民健康保険 国保連合会 介護保険課 苦情相談窓口	所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3 番地 電話番号 043-254-7404 F A X 043-254-0048

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況

	実施あり	実施年月日	20 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
○	実施なし	現在、第三者評価は実施しておりませんが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では法人による内部監査を年 1 回実施しております。	

余 白

私は、指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

デイサービスセンター 杜の家くりもと

職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護サービス提供開始に同意しました。

20 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名 印

署 代 名 住 所
理 人

氏 名 (続柄) 印